

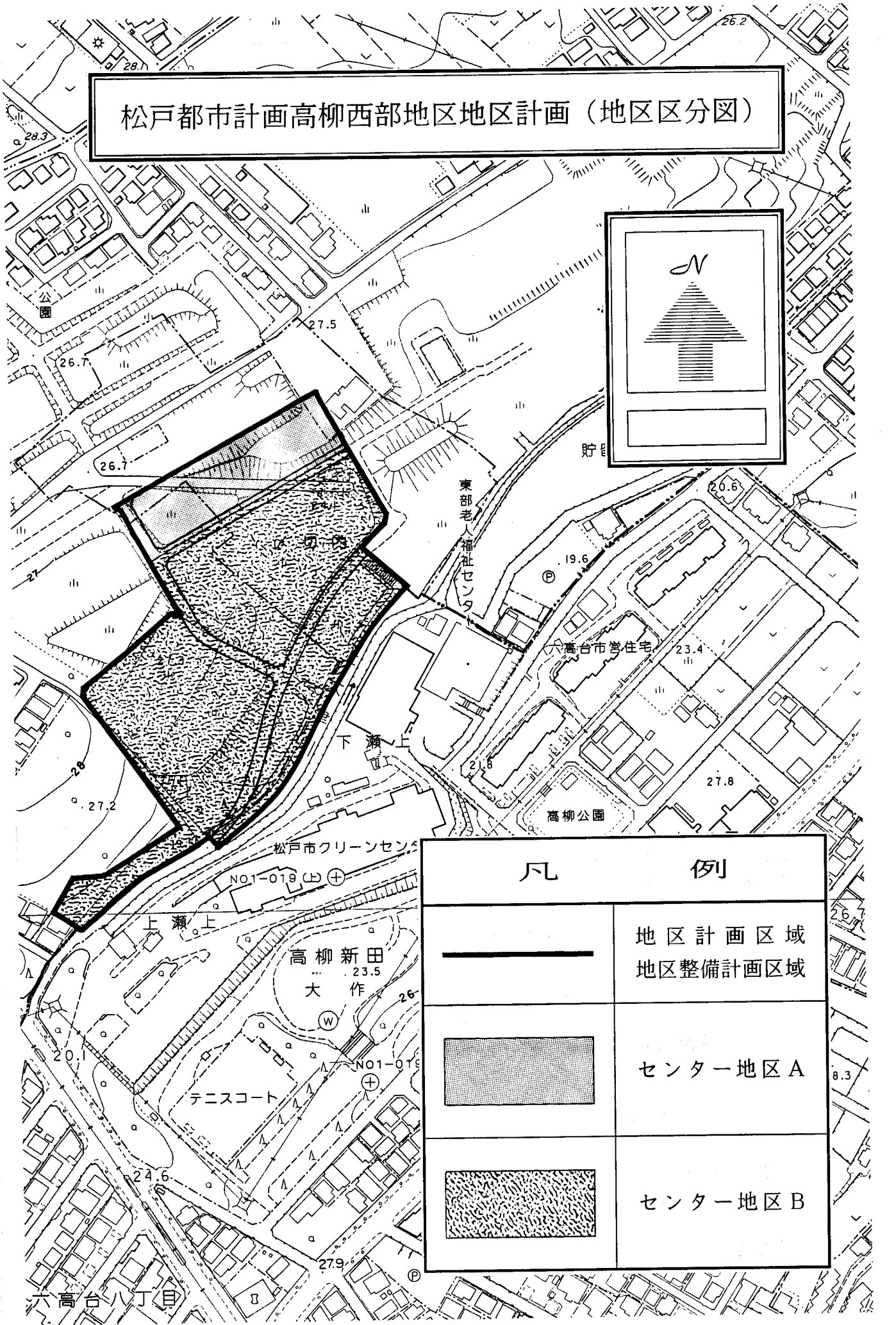
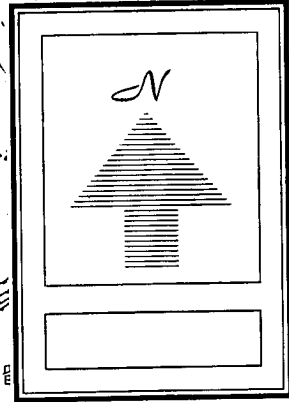
松戸都市計画地区計画


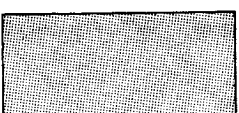
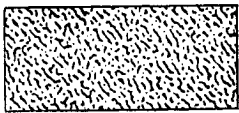
<p>名 称</p>	<p>高柳西部地区地区計画</p>
<p>位 置</p>	<p>松戸市高柳新田の一部の区域</p>
<p>面 積</p>	<p>約 2.2 ha</p>
<p>区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針</p>	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は東武野田線高柳駅の南西約1.0km、新京成線五香駅の北東約1.0kmに位置する、土地区画整理事業が完了した区域である。</p> <p>このため地区計画を導入することにより、計画的に形成された良好な居住環境を維持するとともに、均衡ある土地利用を促進し、地区の特性に応じた、緑豊かでうまいのある住宅市街地の促進を図る事を目標とする。</p> <p>その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針</p> <p>1. 土地利用の方針</p> <p>適正かつ合理的な土地利用を図るため、それぞれ次の方針により整備する。</p> <p>(センター地区 A) 地区の中央部でシンボル道路と地区外から貫入する道路の交差点にあり、商業施設等を集約化し、居住者及び地域住民の利便の増進を図る。</p> <p>(センター地区 B) 低・中層住宅が主体の良好な住環境の街並みを形成する。</p> <p>2. 地区施設の整備方針</p> <p>土地区画整理事業により整備された各施設は、それぞれの施設の機能・環境がそなわれないように、維持・保全を図る。</p> <p>3. 建築物等の整備の方針</p> <p>地区計画の目標等を踏まえ、以下の建築物等の整備の方針に基づき、整備・誘導を図る。</p> <p>なお、建築物等及び屋外広告物は、美観風致の維持を図るものとし、その色彩によっては原色の使用を控え、落ち着いた色調とする事により周辺の街並みとの調和を考慮した市街地の形成に努める。</p> <p>(センター地区 A) 居住者及び地域住民の生活サービス及びコミュニティ形成の核として、周辺環境を損なうことなくにぎわいあふれる環境形成を図る。</p> <p>(センター地区 B) 敷地内の空地を確保した低・中層住宅を主体とするゆとりある街並み形成を図る。</p>

地 区 整 備 計 画 事 項	地区 の 区分	地区の名称	センター地区A	センター地区B
		地区の面積	約 0.4 ha	約 1.8 ha
	建築物等の用途の制限	次の各号の一に該当する建築物の建築をしてはならない。 1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く)	次の各号の一に該当する建築物の建築をしてはならない。 1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設 3) ホテル又は旅館 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く) 7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの 8) 事務所(ただし建築基準法施行令第130条の3で定めるものを除く) 9) ガソリンスタンド(給油所)	
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りではない。	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面の位置は道路境界線から1.0m以上とする。	ただし、市長が公益上必要と認めた建築物及び次の各号の一に該当する場合においてはこの限りではない。 1) 出窓、建築物に付属する門又はその他これらに類するもの 2) 車庫等で高さ3m以下でかつ床面積の合計が36㎡以内のもの 3) 物置等で軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内のもの 4) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの	
	かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面して、かき又はさくを設置する場合は、生け垣又はフェンス等、透視可能なものとする。	ただし、市長が公益上必要と認めたもの、門柱又はフェンス等の基礎となる高さ0.6m以下のコンクリートブロック、石積み等はこの限りではない。	

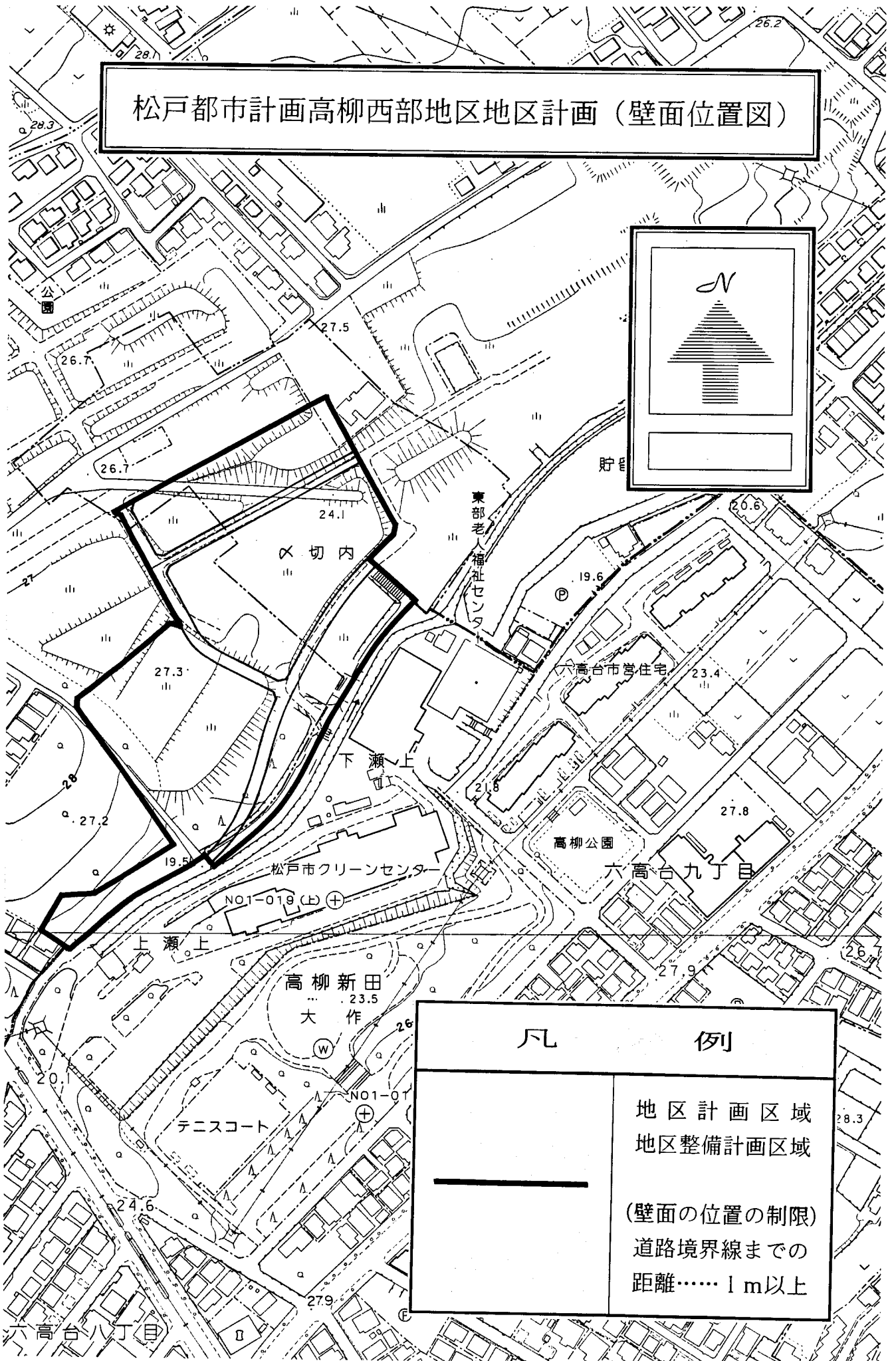
「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

# 松戸都市計画高柳西部地区地区計画（地区区分図）




凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	センター地区 A
	センター地区 B

松戸都市計画高柳西部地区地区計画（壁面位置図）



凡 例

	<p>地区計画区域 地区整備計画区域</p> <p>(壁面の位置の制限) 道路境界線までの 距離…… 1 m以上</p>
--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------